

無料低額宿泊所における
風水害対策計画
【作成例】

令和2（2020）年3月

栃木県保健福祉部保健福祉課

1 「無料低額宿泊所における風水害対策計画【作成例】」作成の目的

生計困難者のために無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設（以下「無料低額宿泊所」という。）では、地震や火災、風水害（水害、台風、竜巻等風害、雪害）などへの備えが重要です。

そのため、県においては、無料低額宿泊所が立地条件等の実態に応じた風水害対策計画を策定する上で必要な事項を記載した作成例を作りました。

現時点において記載が必要と考えられる事項を盛り込みましたので、各施設におかれては、新たに災害対策計画を作成する際や既存計画の見直しの際に、この作成例を参考として、自らの施設の実情に適合したより良い計画を作成いただくようお願いします。

2 「無料低額宿泊所における風水害対策計画」作成上の留意点

(1) この作成例は、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」（令和元年栃木県条例第5号）第3条に規定されている非常災害対策を具体化するものとして作成しました。

(2) この作成例は、災害の予防や被災時の円滑な対応のために定めることが望ましいと思われる一般的事項を記載したものです。このため、個々の施設におかれては、施設や地域の実情を踏まえ、自らの施設に応じた計画としてください。

(3) この作成例では、風水害対策計画を単独で作成する形式を採用していますが、地震や火災の対策計画と一元化して作成することも可能ですので、個々の施設に適した形を採用してください。また、対策計画の作成に当たっては、地元市町の関係課や消防・警察などの考え・意見を踏まえたものとしてください。